

土砂の適正処理のために

土砂埋立行為の許可申請・ 実施等に当たり、関係法令の 遵守・手続の履行等を適正に 実施してください!!!

土砂埋立行為等を行うには、盛土規制法のほかにも、農地・森林・文化財・開発・建築などに関する様々な法令(関係法令)の規制が関係する場合があります。

関係法令においては、その遵守はもとより、許可・届出等の所要の手続を要するものがあり、これらの遵守・手続の履行等がない場合、関係法令による是正措置・罰則の適用を受けるのみならず、盛土規制法の許可を受けた計画自体の見直し・変更許可・廃止等が必要となることとなりますので、十分ご注意ください。

[主な関係法令]

規制の概要(根拠法令)	お問い合わせ先
市街化調整区域内の1ha以上の土地の区画形質の変更等 (神奈川県土地利用調整条例)	県土地水資源対策課
農地の転用等(農地法)	県地域県政総合センター農地課等 市町村農業委員会等
地域森林計画対象民有林における1ha超の土地の区域形質の変更等(森林法)	県地域県政総合センター森林保全課等
地域森林計画対象民有林で行う1ha以下の伐採(森林法)	市町村の農政関係担当課
汚染土壌の埋立て・3,000㎡以上の土地の形質変更 (土壌汚染対策法等)	県地域県政総合センター環境保全課等 市町村の環境担当課等
廃棄物の投棄・混在(廃棄物処理法)	県地域県政総合センター環境調整課等 政令市等廃棄物担当課
埋蔵文化財の取扱協議(文化財保護法)	市町村の埋蔵文化財関係担当課等

※ この他にも、例えば、開発・建築関係法令、緑の保全に関する市町村ごとに定める条例等の遵守・手続の履行が必要となる場合がありますので、土砂埋立行為の許可申請・実施に当たっては、その内容に応じ、関係機関へのお問い合わせ・相談等を確実にし、関係法令の遵守・手続の履行を適正に実施してください!!!

関係法令の所要の手続等の確認・履行を行ってください!!!

□ 1ha 以上の土地の区画形質の変更等の場合

⇒ 「神奈川県土地利用調整条例」による「協議」の確認が必要です!!!

□ 「森林」を含む場合

⇒ 「森林法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「農地」を含む場合

⇒ 「農地法」による「許可等」の確認が必要です!!!

□ 「汚染土壌」を含む場合

⇒ 「土壌汚染対策法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の確認が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、汚染土壌を用いた埋立てはできません。

□ 3,000 m³以上であって、土地の形質変更がある場合

⇒ 「土壌汚染対策法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「埋蔵文化財包蔵地」を含む場合

⇒ 「文化財保護法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「廃棄物等他法令規制物」を含む土砂の場合

⇒ 土砂以外の物の取扱いとは他法令規制に従った処理が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、廃棄物が混在した土砂を用いた埋立てはできません。

□ その他の規制は?

⇒ 他にも、搬出先の市町村条例等による規制等がある場合がありますので、関係者によく検討し、市町村等関係機関への確認・相談等行うことが必要です!!!

問い合わせ及び書類提出先

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町 2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野 937-2 Tel 042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田 4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市
砂防課 審査グループ	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 Tel 045-210-6511	「土砂条例」全般についての問い合わせ
砂防課 厚木南駐在事務所	〒243-0016 厚木市田村町 2 の 28 Tel 046-223-1711	県所管域の「宅地造成及び特定盛土等 規制法」に関する問合せ

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。

相模原市の区域では、3,000 平方メートル以上かつ高さ 1 メートル以上の土砂埋立行為には市の条例が適用されます。